平成２２年（フ）第１５５号
岩手県北上市常盤台１丁目７番１―202号　雇用促進住宅
債務者　佐藤　ミエ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９号
岐阜県海津市海津町内記421番地　コーポ竜Ｂ棟301号
債務者　渡邊　行雄
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
岐阜県大垣市木戸町500番地２　川口アパート１Ａ
債務者　廣瀬　節子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１０３６８号
大阪市西成区津守１丁目８番７号
債務者　髙橋　清秀
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４３０号
大阪市此花区朝日１－９－３－２－Ａ、住民票上の住所大阪市此花区伝法１丁目３番61―1012号
債務者　高内千惠子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４８号
大阪市平野区喜連東１丁目３番７―104号
債務者　馬場　眞治
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４９号
大阪市平野区喜連東１丁目３番７―104号
債務者　馬場　憲子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７２０号
大阪府高槻市月見町14番15号
債務者　森山　由起（旧姓宗宮・荻下）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５０号
大阪府東大阪市西岩田４丁目７番51―509号　サンフェスタ
債務者　井本弘憲こと　朴　　弘憲
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０８号
大阪府寝屋川市昭栄町11番25号
債務者　河村　剛裕
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９７号
大阪市城東区関目２丁目８番４―1016号　森重方
債務者　西岡　千里
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２５号
大阪府四條畷市中野新町12番39号　第三シャルマン四條畷201
債務者　稲葉　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４５号
大阪府大東市朋来２丁目28番201号
債務者　三宅　茂子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９２号
大阪府東大阪市三島１丁目26番28号
債務者　豊田　義一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９６号
大阪府門真市柳町６番20号
債務者　岡野　露子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９９号
大阪市旭区生江３丁目20番10―703号
債務者　辻本　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２００６号
大阪市大正区三軒家東５丁目10番10―407号
債務者　永野　美緒
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部